備考

一　本標識板（本標識の標示板をいう。）

㈠　（略）

㈡　寸法

1～5　（略）

6　高速道路等以外の道路に設置する「駐車場」、国道番号（118-A）」、都道府県道番号（118の2-A）」、総重量限度緩和指定道路（118の4-A・B）」、高さ限度緩和指定道路（118の5-A・B）」及び「まわり道（120-A）」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては図示の寸法（5に規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあつては、当該拡大後の図示の寸法）の一・三倍、一・六倍又は二倍に、それぞれ拡大することができる。

7～10　（略）

㈢　色彩

1　案内標識

(1)～(17)　（略）

(18)　車両制限令第三条第一項第二号イに規定する道路管理者が指定した道路に設置する「総重量限度緩和指定道路（118の4-A）」を表示するものについては、文字、縁及び地を青色、記号及び縁線を白色とする。

(19)　車両制限令第三条第一項第二号イに規定する道路管理者が指定した道路に設置する「総重量限度緩和指定道路（118の4-B）」を表示するものについては、文字、縁及び地を青色、記号、矢形及び縁線を白色とする。

(20)　高速道路等以外の道路のうち車両制限令第三条第一項第三号に規定する道路管理者が指定した道路に設置する「高さ限度緩和指定道路（118の5-A）」を表示するものについては、記号中の文字、縁及び地を青色、記号外の文字、記号及び縁線を白色とする。

備考

一　本標識板（本標識の標示板をいう。）

㈠　（略）

㈡　寸法

1～5　（略）

6　高速道路等以外の道路に設置する「駐車場」、国道番号（118-A）」、都道府県道番号（118の2-A）」、総重量限度緩和指定道路（118の3-A・B）」、高さ限度緩和指定道路（118の4-A・B）」及び「まわり道（120-A）」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては図示の寸法（5に規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあつては、当該拡大後の図示の寸法）の一・三倍、一・六倍又は二倍に、それぞれ拡大することができる。

7～10　（略）

㈢　色彩

1　案内標識

(1)～(17)　（略）

(18)　車両制限令第三条第一項第二号イに規定する道路管理者が指定した道路に設置する「総重量限度緩和指定道路（118の3-A）」を表示するものについては、文字、縁及び地を青色、記号及び縁線を白色とする。

(19)　車両制限令第三条第一項第二号イに規定する道路管理者が指定した道路に設置する「総重量限度緩和指定道路（118の3-B）」を表示するものについては、文字、縁及び地を青色、記号、矢形及び縁線を白色とする。

(20)　高速道路等以外の道路のうち車両制限令第三条第一項第三号に規定する道路管理者が指定した道路に設置する「高さ限度緩和指定道路（118の4-A）」を表示するものについては、記号中の文字、縁及び地を青色、記号外の文字、記号及び縁線を白色とする。